

意見案第4号

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

国は、昨年12月、水田活用の直接支払交付金について、令和4年度から今後5年間に一度も水張りが行われない農地は、令和9年度以降、交付対象水田としない方針であることや、多年生牧草について、収穫のみを行う年の助成単価を見直すことなどを決定したところであるが、今回の見直しは、水田農業を営む生産者の経営にとどまらず、本道の地域農業に対して様々な影響が懸念される。

本道の水田農業は、これまで、行政や農協系統団体、集荷団体などが連携して水田のフル活用や麦・大豆などの畑作物への作付転換を進め、需要に応じた米生産を推進し、地域の社会・経済を支える重要な産業として発展してきたところであり、将来に向けて、こうした役割を果たし、今後とも持続的に発展していくことが何よりも重要である。

よって、国においては、今後5年間で現場の課題を検証するとしていることから、見直しを進めるに当たっては、次の事項について十分配慮するよう、強く要望する。

記

- 1 本道の水田農業は、長年にわたり、水田活用の直接支払交付金などを活用し、主食用米の作付転換を推進してきたところであるが、今回の見直しにより、各地域では今後5年間で将来的な産地形成の検討を進めていくことになることから、その中で明らかになった様々な課題をしっかりと受け止め、確実に検証を行うとともに、生産現場の実情を十分踏まえた上で必要な支援を行うこと。
- 2 地域において、持続可能な水田農業の将来像を描くことができるよう、情報の早期提供や丁寧な説明などを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
農林水産大臣	

北海道議会議長 小畑保則